

森林組合だより

編集／発行 令和8年8月
北庄内森林組合

本 所 999-6711
酒田市飛鳥字大林547-1
TEL 0234-52-2788 FAX 0234-52-2789
酒田支所 998-0112
酒田市浜中字八間山858-76
TEL 0234-92-2256 FAX 0234-92-4526



梨畑から鳥海山を望む

主 な も く じ

- 第18回通常総代会・令和7年度事業概要 …… P2
- 令和7年度損益計算書…………… P3
- 令和8年度運営方針、
提案型集約化施業モデル団体認定…………… P4
- 庄内海岸林再生プロジェクト、山林火災等…………… P5
- 森林整備活動、地域貢献活動、軽トラ林業…………… P6
- 北庄内森林組合機構図…………… P7
- お知らせ、木材市況等…………… P8



高性能林業機械（フォワーダ）による集材作業

第十八回通常総代会

【上程全議案 原案可決】

去る令和八年五月二十七日第十八回の通常総代会が、ひらたタウンセンターシアター「オズ」で行われました。

総代総数二〇〇名の内、本人出席九十三名、書面出席六十七名、委任状二名、合計一六八名を以って開催しました。

最初に代表理事組合長高橋一泰より、急増している松くい虫被害が過去最大の甚大な被害となっていること等を述べた後、組合の事業実績について述べ挨拶としました。

来賓を代表し、庄内森林管理署首席森林官五十嵐伸哉氏、酒田市副市長安川智之氏より挨拶を頂戴した後、議長に酒田市中牧田の佐藤伸二氏を指名し、議案審議に入りました。

全七議案原案のとおり可決承認されました。



議長 佐藤伸二氏

上程された議案

●第一号議案

令和七年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、注記表及び附属明細書、承認の件

●第二号議案

令和八年度事業計画設定の件

●第三号議案

令和八年度借入金最高限度決定の件

●第四号議案

令和八年度余裕金預け入れ先金融機関決定の件

●第五号議案

令和八年度一組社員に対する貸付金及び債務保証の最高限度決定の件

●第六号議案

令和八年度役員報酬決定の件

●第七号議案

令和八年度造林補助金事務取扱手数料率決定の件

令和七年度総括

令和七年度は、地政学リスクによる資源高が懸念される一方、気候変動に伴う気象災害の頻発からカーボンニュートラルへの関心が高まり、森林の多面的機能が再評価されました。

国内経済は緩やかに回復したものの、豪雨災害や熊被害への対応が急務となりました。政治・経済面では、初の女性首相による内閣発足やグリーン・トランスフォーメーションの進展による脱炭素化が本格化しました。国においては花粉症対策としてスギ人工林の伐採等が推進され、大阪万博等を通じた木造化機運の醸成、スマート林業の普及が進んだほか、改正森林経営管理法等の成立により林政の転換期を迎えました。

県内では、前年七月の大雨からの復旧が最優先とされたものの北庄内地域の林道等は未だ復旧途上です。また、記録的高温・少雨等により庄内海岸林等で松くい虫被害が過去最大規模で急増しました。県は「やまがた森林ノミクス」を推進する一方、住宅着工減少に伴う県産木材の販路確保が喫緊の課題となっています。

当組合では、二団地で間伐等を実施しましたが、計画的推進には補助金の確保が重要となっています。また、松くい虫被害の緊急防

除・伐採業務に年度末まで追われたものの関係機関の協力で完遂しました。また、特別措置として森林整備活動積立金を活用しました。なお、全国森林組合連合会の「提案型集約化施業モデル団体」に全国十八番目、県内四番目に認定されました。

こうした結果、決算は、事業総収益七億八千八百一十一万円、事業総費用五億四千一百万円、事業総利益二億四千八百一十一万円、経常利益九千八百三十七万円、当期末処分剰余金八千六百一十一万八千八百三十八円となりました。



令和7年度

損益計算書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

単位：円

科 目	合 計
I 事業総損益	
1 収益	780,817,185
2 費用	540,011,985
事業総利益	240,805,200
II 事業管理費	
1 人件費	116,759,569
2 旅費・交通費	976,975
3 事務費	2,399,124
4 業務費	3,042,912
5 諸税負担金	3,229,329
6 施設費	20,729,618
7 雑費	588,656
事業管理費計	147,726,183
事業利益	93,079,017
III 事業外損益	
1 事業外収益	5,526,594
2 事業外費用	235,000
事業外損益	5,291,594
経常利益	98,370,611
IV 特別損益	
1 特別利益	12,392,433
2 特別損失	6,442,434
特別損益	5,949,999
税引前当期利益	104,320,610
法人税、住民税及び事業税	22,900,000
法人税等調整額	0
当期剰余金	81,420,610
前期繰越剰余金	4,698,228
当期未処分剰余金	86,118,838

【事業区分(部門別)】				
部 門		費 用	収 益	損 益
指 導		5,223,209	3,021,165	-2,202,044
販 売		1,780,723	7,118,671	5,337,948
森林整備	森林整備	128,764,098	205,951,474	77,187,376
	利 用	397,333,631	558,556,076	161,222,445
	福利厚生	1,457,171	130,500	-1,326,671
	購 買	5,453,153	6,039,299	586,146
	金 融	0	0	0
	計	533,008,053	770,677,349	237,669,296
合 計		540,011,985	780,817,185	240,805,200

科 目	内 訳	小 計	合 計
I 当期末処分剰余金			86,118,838
II 剰余金処分額			81,800,000
1. 法定準備金		16,300,000	
2. 任意積立金		65,500,000	
建築物修繕積立金	40,000,000		
森林整備機材等積立金	13,000,000		
森林整備活動積立金	5,000,000		
防除機材購入積立金	0		
特別積立金（役員退任慰労金積立金）	2,500,000		
損失補填積立金	5,000,000		
III 次期繰越剰余金			4,318,838



令和八年度の運営方針

世界的に温暖化や異常気象による災害が激甚化する中、森林が果たす役割は重要視されています。一方、中東情勢の混乱により、国内の燃油高騰や物価上昇への影響について注視していく必要があります。

国内の人工林は本格的な利用期にあります。これを受け、国は令和八年六月に新たな「森林・林業基本計画」を策定する予定です。新計画では「伐って、使って、植えて、育てる」循環利用の確立に加え、スマート林業による労働災害防止やデジタル技術を活用した効率化が柱となります。不透明な立木取引環境の改善や、持続可能な経営を可能とする「適切な生産者価格」の実現に向けた抜本的な対策が検討されています。

県内においては、県の「やまがた森林ノミクス加速化ビジョン」に基づき、再造林の徹底と県産木材の需要拡大、改正森林経営管理法の施行に合わせた迅速な森林の集約化・集積化が喫緊の課題です。

当組合は、市町村が実施する意向調査に積極的に関わり、専門的な知見から直接提案を行い、組合員所有林の間伐等整備に注力します。これにより小規模分散した林地の団地化を促進し、荒廃しつつある山林を提案型集約化施策によって再生させたい考えです。また、同年三月に設立された「庄内海岸林再生プロジェクト

会議」に合わせ、急増する松くい虫被害対策に伴う防除・伐採等の関係委託業務については、関係機関や事業体等と緊密に協力・連携し、引き続き取り組む方針です。部門別の主な事業については左記にまとめます。

指導部門

- ・職員の労働安全衛生管理
- ・提案型集約化施策の推進
- ・組合広報の発行、HP活用による情報発信
- ・自伐林家の軽トラ林業の啓発
- ・森林整備活動積立金事業の推進

販売部門

- ・補助制度を活用した林産請負事業の積極的推進
- ・一般用材、合板等集成材、発電用材、チップ用材、ペレット用材等販売事業の推進

森林整備部門

- ・組合員の間伐、造林、保育作業の拡大
- ・間伐実施推進事業の促進
- ・県、やまがた森林と緑の推進機構、市町有林の保育受託事業の実施
- ・森林病害虫の徹底駆除等
- ・林業関連資材の普及販売
- ・優良造林苗木の斡旋

提案型集約化施策モデル団体に認定されました

令和八年三月に、全国森林組合連合会より全国で十八番目（令和六年度末時点で十七団体認定）、県内で四番目に認定されました。

提案型集約化施策モデル団体認定とは

提案型集約化施策の実行体制が組織として確立しているか、審査機関が専門的かつ客観的立場から審査を行うものです。外部による審査を受けることで、組織が抱える課題を具体的に把握し、提案型集約化施策への取り組み見直しや組織運営の改善等につなげることを目的としております。

提案型集約化施策モデル団体認定取得のメリットとは

- ① 提案型集約化施策モデル団体に所属し、かつ集約化実績を有する者は、森林施策プランナーの認定を受けることができます。

- ② 「林業・木材産業循環成長対策交付金」の「林業機械作業システム整備」【林業機械リース支援】による高性能林業機械の導入に取り組む場合の交付率を最大二分の一まで引き上げる条件の一つを満たすことができます（通常は三分の一以内）。

今後とも、森林整備の促進および森林施策プランナー体制の強化等に努めてまいります。また、森林経営計画に基づき、森林所有者の施策に対する関心を高め、森林経営受委託契約を締結しつつ集約化して施策を行う取り組みを進めてまいります。



令和七年度は、酒田市中野俣と遊佐町吹浦の集約化施策を実施しました。

庄内海岸林再生プロジェクト始動！

令和7年度は庄内海岸林の松くい虫被害が過去最大の被害量となり、被害の広がりを食い止める防除では対応困難とされ、庄内海岸林にまつわる江戸時代以来の歴史的背景を踏まえつつ、新たな知見や技術を取り入れた維持・再生に地域が一体となった取組みを進めるため、行政、地元関係団体、研究機関などが連携し、次の事項について検討・実践する「庄内海岸林再生プロジェクト会議」が令和8年3月に設立されました。

- 1 海岸林の再生と保全に向けた取組方針や実行計画
- 2 多様な主体の協働による持続的活動を支援する仕組みづくり

(詳しくは山形県ホームページ等のQRコードをご覧ください)

山形県
ホームページ



庄内総合支庁
Instagram



庄内総合支庁
Facebook



庄内海岸林の松くい虫被害量



【参考値】 令和6年の全国の松くい虫被害量390千㎡

庄内海岸林の被害状況



<酒田市十里塚付近 R7.10撮影>

(出典：庄内海岸林再生プロジェクト通信)

プロジェクト会議の推進体制・役割分担

庄内海岸林再生プロジェクト会議
(全体会議)

取組方針や実行計画の策定と進捗管理
持続的活動を支援する仕組みづくりなど

森林再生部会
(専門部会)

施業指針や再生計画を策定・改訂
再生事業の方向性を検討・推進

幹事会

専門チーム (4)

出羽庄内公益の森づくり部会
(専門部会)

持続的活動を支援する仕組みづくり

幹事会

専門チーム (2)

部会の取組の立案、
専門チーム間の課題の調整

具体的な議論・検討、
個々の課題の解決・取組み

林野火災注意報・警報の発令期間
毎年一月～五月

火の使用が制限される区域
山林及びその周囲

※喫煙とは、紙巻たばこのほか、加熱式たばこ等が規制の対象となります。

⑤残火(たばこの吸殻を含む)、取灰または火粉の始末

④屋外における引火性または爆発性の物品その他の可燃物の付近での喫煙※

③屋外における火遊びまたはたき火

②煙火の消費

①山林、原野等における火入れ又は喫煙※

注意報・警報発令時に規制される行為

林野火災が発生しやすい時期や気象条件のとき、注意報・警報が発令し、火の使用が規制されます。特に警報が発令されている間、規制に違反した場合、罰則(三十万円以下の罰金等)が適用されることがあります。

【令和八年一月一日運用開始】
林野火災注意報・警報の運用開始について

松くい虫防除については毎年ご協力を頂きまして誠にありがとうございます。
森林組合としても先人が守り育ててきた松林を守るため、急増する松くい虫被害対策に伴う防除・伐採等の行政等関係委託業務については、関係機関や事業体等と緊密に協力・連携し、引き続き取り組む方針です。
作業を行うにあたり、皆様の私有地や私道に立ち入る場合もございますので、何卒ご理解とご協力の程お願い申し上げます。

松くい虫防除伐倒作業について

森林整備活動事業の申請募集について

令和五年度より申請の受付を行っておりますが令和六年度より事業内容の一部変更しておりますので、改めてお知らせいたします。

目的

組合員が共同で行う林内路網等における維持・補修、災害等の復旧並びに森づくりなどの活動を行う場合に要する経費を組合で補助します。

対象となる整備活動

- ・路網整備で使用する刈払機・チェーンソーの損料
- ・路盤補修用の碎石・シスイエース代金
- ・簡易な進入ゲートや看板の設置費用
- ・ボランティア団体への支援

補助内容（※変更）

- ・路網の草刈りは路網延長に対して毎当たり十六円
- ・路網の倒木処理はチェーンソー一台に対して一日当り三千三百六十一円
- ・路盤補修用の碎石、簡易ゲートや看板は材料費実費または支給
- ・資材設置等労務に係る人件費は一人当たり二千元
- ・一つの活動に対する上限は三十万円（年一回）
- ・ボランティア団体に対する上限は三万円

注意事項

- ・市町が管理する路網等は該当しません。
- ・整備活動において県・市町より支援をすでに受けている区域は該当しません。
- ・ボランティア活動において県・市町より支援を受けている団体及び地区は該当しません。

当初の事業内容に比べて、充実した補助内容となっておりますので、ぜひご利用いただけますと幸いです。お気軽にお問い合わせください。

⑥ 軽トラ林業活動中

令和8年度も軽トラ林業事業の受付行っております。説明会の開催や案内文の郵送は予定しておりませんので、申し込みをご希望の方はお問い合わせください。

本所 TEL :
0234-52-2788



<作業前>



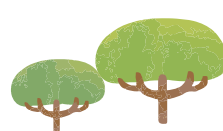
<作業後>



苗畑見学

当組合では、地域貢献活動としてクロマツ等の苗畑見学の受け入れを行っています。なかなか馴染みのない「林業」という仕事が、少しでも身近に感じてもらえたら嬉しく思います。

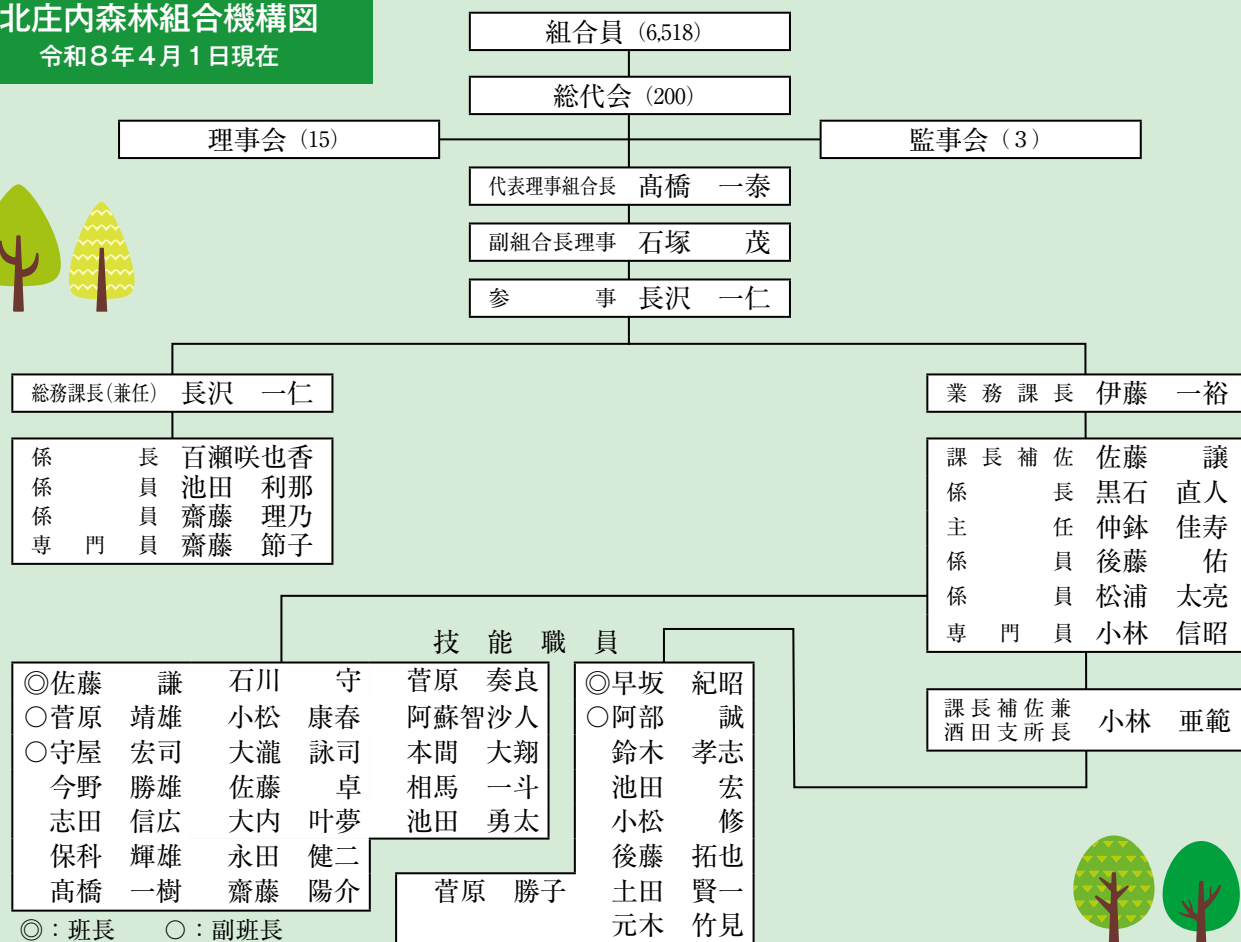
西郷小学校 (10月)



鶴岡工業高校 (10月)

北庄内森林組合機構図

令和8年4月1日現在



令和8年5月27日 北庄内森林組合 役員・職員一同

令和8年度 庄内木材センター6月市況

樹 種	長級 (m)	径級 (cm)	高 値	中 値	安 値	前回比	備考
スギ	4.00	36上	14,200	13,320	12,000	○	選木
〃	〃	30上					
〃	〃	20上	14,120	13,680	10,800	○	
〃	〃	14～18					
〃	〃	13下					
〃	3.65	20上	14,410	14,040	—	○	
〃	〃	14～18	—	12,600	11,100	○	
〃	3.00	20上	13,800	13,320	13,100	○	
〃	〃	14～18	12,600	12,240	10,800	○	

単位：円/m³

△高 ○保合 ●安

六月十八日に定例市を開催しました。
需要期にもかかわらず、出品数量が少なく、特に中目材の不足感が目立ちました。
価格は横ばいながら、完売となりました。
引き続き、定尺材の角目・中目材の不足感が続いておりますので、よろしくお願いいたします。

お知らせ



森林の土地を取得したときは
届け出が必要です

個人か法人かによらず、売買契約のほか、相続、贈与、法人の合併などにより森林の土地を新たに取得した場合に、事後の届け出として森林の土地の所有者届出が必要です。（平成二十四年四月より森林法に基づき届け出制度が創設）

所有者となった日から**九十日以内**に取得した土地がある市町村の長に届け出を行います。相続の場合、財産分割がされていない場合でも、相続の日から九十日以内に法定相続人の共有物として届け出をする必要があります。

よくある質問

Q 山林を森林組合で買い受けてもらえないか？

A 森林組合が山林を買い取ることは、基本的に行っておりません。森林組合は、組合員の皆様の山林が持続できるよう、間伐や植林などの作業を支援する組織であり、不動産の取引事業は通常行っておりません。不動産業者を通して買い手を探すという方法などが考えられますが、山林は宅地と異なり、すぐに買い手が見つかりにくいのが現状です。

Q 自分の所有する山林の図面が欲しい。

A 所有状況や図面等については市町村の固定資産税課税資料等で確認することができます。隣接する所有者については課税資料の地番等をもとに法務局で公図や登記簿の閲覧等により確認できます。お近くの土地家屋調査士や司法書士などの専門家に相談されることをお勧めします。

組合員資格等の変更届について

組合員の方で住所・氏名に変更があった場合、山林の相続や売買などにより所有名義や所有面積等の変更があった場合は、ご面倒でも変更の手続きをお願いいたします。

届出の用紙は本所にございますので、必要事項をご記入のうえ、提出願います。ご不明な点があれば組合までご一報ください。

組合員情報は、個人情報保護規程に基づき取り扱いを行いますので、他の目的に利用及び提供することは一切ございません。

（様式はホームページからもダウンロードできます）



職員表彰

勤続表彰十五年

技能職員

高橋 一樹 平成二十三年四月採用
これからも健康に留意され、職務に励まれることを期待します。

新人紹介

相馬 一斗（庄内町余目在住）

農林大学校で学んできたことを活かし、組合員の皆さんに貢献できるように頑張ります。よろしく願います。